

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

三次市飲食事業者支援給付金 (一部変更になりました)

申請期限：2021年3月19日(金)まで延長

【変更点】以下の条件の方が、広島県の「頑張る飲食店応援金」の受給者の場合、一律10万円支給

- 前年の事業収入(売上)が120万円以下である飲食業者
- 令和2年11月から令和3年1月に開業された市内の飲食業者 詳しくは民商までお問い合わせを。

【対象者】

- ①前年の事業収入(売上)が120万円以上あり、令和2年11月～令和3年1月のうち、いずれかひと月の売上が前年同月の売上と比較して30%以上減少している、市内の飲食店事業者(法人または個人事業主)
- ②市内に本店を有する法人又は市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業主
- ③食品衛生上に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けていること
- ④広島県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録店
- ⑤広島県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促す事業者
- ⑥令和元年(法人は事業年度)確定申告又は住民税申告をしている事業者

【申請に必要なもの】

- ◆申請書 ◆法人の場合は法人番号を確認できる書類 ◆飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
- ◆令和元年(法人は事業年度)の確定申告書又は住民税申告書の写し(收受日付印のあるもの)
- ◆振込先口座の通帳の写し(表紙を1枚めくったページ) ◆前年と今年の対象月の事業収入(売上)が確認できる書類の写し(売上台帳など) ◆「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の写し

【申請方法】 郵送で申請

【申請先】 〒728-8501 三次市十日市中2丁目8-1 三次市商工観光課 宛

助け合いに感謝!

現在、民商ではコロナ支援相談や確定申告、その他多岐にわたり多くの相談があり、事務局だけでは対応できない状況にあります。そこで婦人部員を中心に電話対応や会費、労働保険等の受け取りを手伝っていただいています。まだまだ人員が足りないので事務所の手伝いを募集しています。書き込み班会も本格的に始まり、電話が繋がらないことがあります。時間を置いて掛けなおしていただくよう、協力お願い致します。

春の運動会費に御協力を願います

毎年恒例の春の運動会費ですが、今年度は

1月分に1,000円
2月分に1,000円
3月分に2,000円
がプラスとなっています。



民商のTVCM始まるよ!



2月15日からhomeテレビにて民商のTVCMが流れます。周りの方に宣伝をよろしくお願いたします。

コロナ対策にご協力ください。

- 消毒と検温
- 来所名簿に記載
- 来所は必ず予約を
- してください。
- 体調が優れない時は来所を控える
- ※来訪者が増えるため人数制限をする場合があります。

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次 (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654